

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 29 日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
上越市立歴史博物館における観覧料等の徴収事務
- 2 委 託 先
名 称：株式会社上越シビックサービス
住所又は事務所の所在地：上越市木田 1 丁目 7 番 13 号
- 3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委 託 期 間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで